

Title	死後動産目録にみる人と物 一八世紀、プルターニュ・レンヌ市とその周辺農村
Sub Title	People's lives and their possessions in the posthumous inventories of movable property : the city of Rennes and its rural environs in the 18th century
Author	藤田, 苑子(Fujita, Sonoko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2014
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.83, No.1 (2014. 3) ,p.89(89)- 115(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20140300-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

死後動産目録にみる人と物 一八世紀、ブルターニュ・レンヌ市とその周辺農村

藤田 苑子

本稿は、死後動産目録 *inventaire après décès* という史料について解説することを目的とする。筆者はすでに死後動産目録を使って数量的な分析を試みたが、今回はこの史料が提供する情報の多様性に着目したい。

一 死後動産目録とはなにか。

(一) 慣習法の規定

レンヌ市および周辺農村はアンシアン・レジーム期を通じてブルターニュ慣習法の支配下にあり、死後動産目録もまた、同慣習法第五八四条の規定「生存配偶者は、貴族、第三身分の別を問わず、未成年の子どもがいる場合に動産目録を作成させる義務がある」に拠る。⁽²⁾ 未成年者（二五歳未満）は原則として財産を処分する権利をも

たないので、後見人として選ばれた親族が財産を管理する。その際、相続人の利益を守るために遺産額を確定しておく必要が生じる。これが死後動産目録が作成される主たる目的である。未成年の子を抱えて夫に先立たれた妻の場合、夫の死後ただちに、子どもの後見人の選定手続きとともに、死後動産目録の作成のための第一段階が始まる。

他方、父親は当然に子どもの親権をもつことが法によって規定されているので、死後動産目録を作成する必要はない。⁽³⁾ ただし、上記の五八四条には、夫婦財産共有制 (*communauté*) に関して、王国のほかの慣習法の規定とは異なる独特の規定が盛り込まれている。すなわち、財産共有関係が断絶するのは、配偶者のどちらかが死亡

した時点ではなく、正式に死後動産目録が作成された時点である。したがって、妻に先立たれた夫が再婚しようとするときには、死後動産目録を作成させて亡妻との財産共有関係を終わらせる必要がある。一例を挙げよう。

一七八四年八月二十六日から二八日にかけて、レンヌのトゥサン小教区に住む富裕な農民のジル・ブロックの家で死後動産目録が作成された。死亡したのは妻アンヌであり、夫と三人の未成年の子どもが遺された。寡夫になった彼はアンヌとのあいだの夫婦共有財産制を停止するためにこの動産目録を作らせた。これは、ジャンヌ・ブルデュという女性と再婚するために必要な行為であった。

実際、二日後の三〇日にジャンヌとの間に婚姻契約が結ばれている。この種の死後動産目録には「自由意志による」と欄外に注記される。

最後に、死後動産目録は公証人文書であるというのが王国の他の地方では通例であるが、プルターニユにおいては裁判所文書であることに注意するべきである。すなわち、死後動産目録とは、死亡した者が遺した動産と文書を、公的な立場にある者が、裁判所の監督下で記録したものである。たしかに、上記の「自由意志による」死後動産目録の場合には、公証人がこれを作成するが、そ

れを裁判所に届けた時点で初めて夫婦共有財産関係の解消が認められるので、この「自由意思による」財産目録も裁判所文書なのである。

(二) 一件書類の組成

筆者が調査した死後動産目録はすべて、レンヌ市にあるイル・エ・ヴィレーヌ県文書館に所蔵されている。死後動産目録が単体で保存されていることは稀で、通例は一連の文書がともに束ねられている。

妻と未成年の子どもを遺して夫が死亡した場合を例にとって、文書が作られる過程とその内容を時間的な流れに従って説明する。最初の文書の冒頭には、管轄する裁判所の名が記され、夫の死後ただちに妻とその代訴人が居住地を管轄する裁判所に赴き、死後動産目録の作成と未成年の子どもの後見人の指名を求めた由の記述がなされる。この求めに応じて、裁判所役人がただちに夫婦の住居に赴き、関係者の立ち会いのもとで動産すべての品目を調査しその結果を記録し、その後に住居やタンスなどの家具に封印をほどこす。以上の経緯が記載された後、この文書の作成は死後動産目録作成の時点まで一時的に中断される。

時間的には、つぎに後見人の指名が、通例は父親の死亡後一週間以内に急いでおこなわれるので、別途その文書が作成されるのだが、その内容については後述することにする。

死後動産目録が作成されるまでの期間は、死後数日のこともあれば数カ月、ときには一年以上のこともある。⁶⁾

死後動産目録は最初の文書の続きに書き連ねられる。関係者立ち会いのもとで、専門業者（小売り商人）が動産ひとつひとつを鑑定して値をつけ、裁判所書記が記載してゆく。朝の八時から始め、正午からの昼食の中断をはさんで、午後二時から夕方六時までおこない、翌日の朝ふたび始めるといふようにたいへん規則的に作業が続く。ときには数日かかることもある。物品の評価が終わると、その合計額が「われわれの計算に間違いがないとして」という但し書きの後に書かれる。そのあとに洗礼証書などの人身に関わる文書、土地売買、小作人契約、各種領収書などの文書類もあれば調査され、簡略にはあるが記録される。ここまでは、死後動産目録に書かれる内容である。

引き続きいて財産の売却がおこなわれる場合には、その記録も作成され、それが一件書類の中に含まれる場合も

ある。

(三) 全般的注意点と史料としての限界

まず、死後動産目録は死んだ人物個人にかんする種々の情報をそれ自体で提供する史料ではない。たとえば、死亡した人物の年齢は記載されない。家族構成については、寡婦と「未成年の子どもが複数」と単に記されたり、子供各人の名と年齢が書かれていたり、統一されていない。また、故人が複数回結婚している場合には、一回目の結婚 (du premier lit) のことも、二回目の結婚のこともというように、相続人が記録されている。職業は多くの場合書かれているが、必ずというわけではない。次に、死後動産目録はその世帯が富裕であるか、逆に困窮しているかを示す史料では必ずしもない。なぜなら世帯の財政状況には山もあれば谷もあり、どの時点で死亡するかで相当異なるはずだからである。要するに、死後動産目録は、被相続人の死亡の時点にあった動産が記録された文書にはかならない。たとえば、夫の病気の治療のために蓄えを使い果たした、あるいは薬代の借金がある、と寡婦が申告している場合、死後動産目録に記されている資産額は、困窮してしまつた時点の状況を示す

ことになる。また、当人や残された家族が物品や現金を隠してしまう場合もあり得る。もちろん、文書からそのことが判明するということは、隠しきれなかったことになるのだが、隠し通せた場合もありうる。

たとえば、「職業は物乞い」と書かれていて、実際に動産の算定額も一〇〇リーヴルに達しなかったある女性の部屋から三〇〇リーヴル以上の現金が発見された例がある。ただし、この女性については「彼女は金持ちだ」と近隣でもつばらの噂だった。⁽⁷⁾一七八九年にレンヌで死亡した独身女性の死後動産目録の総額は二八二リーヴルにすぎない。しかし、タンスの中に鍵つきの箱があり、中には革袋に入ったルイ金貨、別の布の袋に銀貨がたくさん発見された。総計は二、九五二リーヴルになった。⁽⁸⁾

次の例も興味深い。ノワイヤル・シユル・セツシユ小教区で一七四四年一二月初めに夫が死亡し、翌一七四五年の一月一八日に死後動産目録が作成される。ちなみに総額は五二九リーヴルほどであるが、そのうちほぼ半額は家畜の価格である。夫が死亡した時点で、妻もまた病床にあったが意識ははっきりしていた。しかし、一月七日に子どもたちの後見人を決定するときには妻も死亡していた。一五歳から四歳までの四人の子どもが遺された。

夫の死後動産目録の作成中に司祭がやってきて、次のような申告をした。妻が死の前夜に司祭を呼び、子どもたちの将来のために六八一リーヴルの現金を保管してくれるように頼んだ。司祭は固辞したが、瀕死の病人の頼みを無下に断れずに受け取ったというのである。⁽⁹⁾

他方、明らかに悪意からなされたと思われる隠匿の例もある。一七八二年に仕立て職の徒弟だったジャン・フランソワ・マグロが死亡した。彼は再婚しており、寡婦は二番目の妻マグダレーヌである。最初の妻との間には未成年の息子が一人あるが、その後見人はマグロの兄弟、すなわち子どもにとっての父方のおじである。死後動産目録には二〇リーヴル・ニスーと異常に低い総額が記されているが、そのすぐ次の行から通常とは異なる記述が続いている。すなわち、この後見人は、寡婦となったマグダレーヌが財産を隠匿したと非難しているのである。曰く、マグダレーヌは夫の死の翌日に家から金を持ち出した上、夫の衣服をドルという町の市にもって行って売った。さらに、夫の遺体が埋葬を待っているそのときに、夫の衣服をまとめて知人宅に送り、家を出て行った。さらに息子が「イギリスの監獄から着の身着のまま」戻ってきて、せめて父親の服をひとそろい欲しいと言うと、

知人のうちに預けてあった衣服を別の知人の家に送って隠匿したという。これ以上の事情はわからない。マゲダレーヌは夫の衣服をドルの市で見知らぬ人間に売ったことは認めたが、いくらだったかは覚えていないと述べており、後見人の疑いは根拠のないものではなさそうである。⁽¹⁰⁾

死後動産目録の作成にあたっては、以上述べた以外にもさまざまな事情がありうる上に、当事者は、紙代、印紙代、裁判所書記の日当、鑑定する商人の賃金などのすべての費用を負担しなくてはならないので、その負担に耐えられない場合には、当然、この手続きをしなかったと思われる。逆に、相続人がまったくいない場合には相続人は国王の代理人になるので死後動産目録が必ず作成される。そうはいっても、死亡件数に対してどれくらいの比率で死後動産目録が作成されたのかを知るのは困難である。したがって、死後動産目録を利用する場合には、小教区帳簿を利用する時のような「代表性」を標榜して数量的なアプローチをすることはむずかしい。このような判断をふまえて、今回はこの史料の数量的ではない利用の可能性を探ってみることにする。

二 人物篇

死後動産目録は相続にかかわる文書であるから、そこからさまざまな人間関係を、とくに家族の状況を読み取ることができる。

(一) 夫が死亡した場合

すでに述べたように、夫の死後に未成年の子どもが遺された場合、何よりも急がれるのが親権者の決定である。寡婦あるいはその代理人が裁判所に出頭して、親権者の決定の手続きを申請する。慣習法によれば、母親は父親と異なって自動的に親権を得ることはできず、親族の同意を得る必要がある。⁽¹¹⁾

その際に、寡婦が「子どもに対する愛情ゆえに」親権を得たいと述べている例が多く見られる。たとえば、一七八八年に夫を失って一二歳から二歳までの四人の子どもの親権者になった女性は「亡夫との幸せな思い出」と「子どもたちにたいする心底からの愛着と母としての愛情ゆえに」、子どもたちの親権者になると述べている。⁽¹²⁾

一七四五年にギシエン小教区で夫を失ったジャンヌ・モレルには一〇歳と五歳の娘ふたりが残され、ジャンヌ

が親権者になる意志を示した。その際に、子どもたちの大おじ、おばの夫、死亡した夫のいとこ(男性)、いとこ(女性)の夫など、合計一人の親族の同意を得たことが、文書に残されている⁽¹³⁾。

なお、母親以外の親権者を選ぶ必要がある場合には、子どもの父方と母方それぞれの親族一二人の意見が裁判所で聴取され、もつとも適切であると判断された人物が選ばれる。

また、子どもの養育費を親族が毎年少額ずつ負担する「エガーユ」と呼ばれる制度が機能していたことも判明した⁽¹⁴⁾。その例をふたつ挙げよう。一七八三年、トゥサン小教区で夫のビエールが死亡した後、妻のレネは生後三カ月のジャンヌを含む四人の子どもの後見人になった。三年後に彼女は再婚した。母親が再婚する場合、彼女の親権は一旦消滅する。再婚の夫は妻が後見人をつとめることを拒否した。年長の三人の子どもはそれぞれ親戚に預けられ、末子のジャンヌだけが母と継父の元に残されるが、母と継父はその養育費の負担を父方、母方双方の親族に求めた。父方の三八人の親族が合計で三三三リール、母方の一三人の親族が合計で二七リール、総計で六〇リールを負担することにした⁽¹⁵⁾。

次の例では、四歳半のルネという男の子を四年間里子に出すために、一〇三人(父方八一人、母方二人)の親族が各人一リールを負担した。なお、裁判所で作成されたこの「エガーユ」のリストには親族各人の氏名と居住地と親等が例外を除いて書かれており、それによる居住地が判明している親族九六人のうち八三人がレンヌの南の近隣四小教区に住んでいた。親族が地理的にごく近くに住んでいて、互いに助け合わざるを得ない状況で暮らしていた様子を思い浮かべることができよう⁽¹⁶⁾。

(二) 妻が死亡した場合

他方、妻が死亡した場合、親権者の決定手続きは行われないし、死後動産目録もすぐには作成されない。それは、前述したように、父親は自動的に子ども親権者になるからであり、財産に関しても、再婚のために必要になるまでは死後動産目録を作成しないのが通例であるからである。いくつか例を挙げてみよう。

一七八〇年に「自由意志による」死後動産目録を作成させた製靴業の親方は、その動機を「自分と亡き妻とのあいだの夫婦共同財産制を解除するため」と「二人の子どもの相続分を保全するために」と述べている⁽¹⁷⁾。別の例

では、父親は寡夫で、亡妻との夫婦共同財産制を停止し、子どもたちに財産の半分を支払うためにこれを行なうと述べている。これも再婚のためであろう。最後は、一七四九年に死亡した彫金師が残した文書類の中から見つけた例である。彼は二度の結婚の婚姻契約書と一通の「自由意志による」死後動産目録を残している。その年月日を確認すると、最初の婚姻契約は一七二六年一月五日に、再婚の際の婚姻契約は一七三八年二月一日に交わされている。そして、一七三八年一月二八日に「自由意志による」死後動産目録が作成されている。つまり、彼は、再婚の直前に最初の妻との夫婦共同財産制を停止し、ふたりの間に生まれた三人の未成年の娘が受け取るべき額を確定しているのである。¹⁸⁾

(三) 鰥寡孤独¹⁹⁾

死後動産目録の記述のなから、家族のあいだの関係を読み取ることも可能である。一七四八年にレンヌで死亡した仕立て業の親方の男性には、子どもが何人かいた。そのひとり、父の死亡直後の動産調査の際に「父は恵まれない生活をしていたので、食事を一緒にしよう」と提案した。父は向かいに小さな部屋を借りて、死ぬ前日ま

でそこにいた」と述べている。つまり、子どもは父親の最後の日々をこのように支えていたのである。²⁰⁾ また、一七八七年二月には、ある寡婦が「その息子の家で」死亡しており、この種の例はまれではない。子どもがそれまで別に生活していた老親を引き取って最期を看取っているのである。

他方、直系の相続人がいない場合はどうだろう。一七八〇年にジャンヌ・ロランという八七歳の女性がレンヌ市内で死亡し、その死後動産目録が作成された。²¹⁾ その総額は一〇三リーヴル余りだったが非常に貧しかったと言える。彼女は生涯独身だった。死亡直後の家財道具の調査には、姪の夫が立ちあつており、彼の証言からジャンヌ・ロランの最後の日々がある程度わかつている。つまり、彼女は長い間病弱で衰弱しており、「人生の最後に安らぎを求めて」姪夫婦の家に引き取られることを望み、彼らも「思いやりの気持ちと愛情から」それを受け入れた。同居の際に持ってきた家具などに関しては、公証人と呼んで文書にした。姪夫婦が引き取って最期を看取ったことで、貧しい高齢の一人暮らしの人間にとっての最悪のシナリオ、すなわち「病院で死ぬ」ことを、彼女は免れたのだ。

独身者が死亡し相続人がいないと判断された場合、その財産は国すなわち王のものになる。ただし、裁判所はいるかもしれない相続人が名乗り出る猶予期間を認める。多くの場合、誰かしらが名乗り出るのだが、その多くは離れて住んでいる甥や姪である。したがって、このジャンヌ・ロランが同じレンヌ市内に住む姪夫婦の世話を受けて穏やかな日々を送れたことは幸運だったといえよう。まったく孤独のうちに死亡したと思われる例も多くある。一七四三年にレンヌのリス広場近くで死亡したアンヌ・ペナルには、相続人がなく、死後動産目録の総額はずか六四リーヴル一六スーだった。彼女の一件書類には小さな麻の袋が縫い付けられていて、なかには彼女の洗礼記事の謄本と家賃の領収証が乱雑にたたまれて入っていた。洗礼の記録から彼女が一六六五年にレンヌ北郊のシャペル・デ・フジュレ小教区で生まれたことがわかる。死亡時の年齢は七八歳である。家賃の領収証からは、彼女が、六月末から七月初旬と、二月末から一月初旬というように年に二回、一三リーヴル一〇スーずつ、几帳面に払い続けていたことがわかる。洗礼の記録と家賃の領収証を袋に入れて保管してあったというこの事実自体が、彼女の人となりを表しているように思われる。

彼女は、自分が何者であるかということと、家賃を払ってまっとうに生きて来たということを示したかったのだ。⁽²⁾一七四三年のレンヌの例からは、ひとり暮らしで他人の世話を受けて死亡する者と、病人を看護することを生業とする者がいたことがわかる。⁽³⁾ルミエという女性の家に年額一〇〇リーヴルの約束で下宿していた女性の死後動産目録の総額はわずか四七リーヴル一二スーであった。彼女の死後、ルミエは合計七二リーヴルを請求しているのだが、そのうちの三四リーヴル六スーは看護にかかわる費用である。すなわち一回一リーヴルのブイヨンの提供が一〇回、同じく一回一八スーのブイヨンの提供が一二回、一〇スーの鶏肉を四回、二回で一リーヴル五スーの鶏肉、薪とロウソク代が七リーヴル、ジャムが一リーヴル五スー、看護人代が二リーヴルである。別の例も挙げると、一七八九年の年初に死亡した男性は、死の三週間ほど前から、病気の介護を受けるために、ある寡婦のもつ家具付き部屋に住み、そこで死亡している。⁽⁴⁾

レンヌのサン・ジェルマン小教区で一七八一年に死亡した元奉公人のジャンヌ・アレールの死後動産目録の総額は、わずか六八リーヴル一五スーであった。その彼女の晩年について、同じく元奉公人のマルグリット・ブジ

ヤールが裁判所に提出した嘆願書のなかで次のように述べている。ジャンヌは病気がちで、食べ物も生活必需品も買えないほど困窮しており、マルグリットは「同業の仲間が赤貧にあえいでいるのを見かねた」ので、一〇〇リーヴルを都合してやった。マルグリットはジャンヌの動産を売却してその売却益から貸した金を返してほしいと、この嘆願書のなかで求めている。

このジャンヌとマルグリットの例では、ふたりが同居していたという記述は見られない。他方、一七四八年にレンヌで死亡した独身女性のマリ・ゲロの死後動産目録によれば、彼女の動産すべてを売っても七六リーヴルあまりにしかならなかった。つまり、彼女もまた極貧の生活を送っていたと想像されるのだが、同じく独身の女性が八年來同居していて年額一六リーヴルの家賃をそれぞれ八リーヴルずつ支払っていた。⁽²⁶⁾もうひとつ例を挙げよう。一七四五年にやはりレンヌのジャコバン修道院近くの同修道院の家作に住んでいた寡婦もまた、別の女性と同居して、年額二〇リーヴルの家賃を半年ごとに五リーヴルずつ支払っていた。⁽²⁷⁾

これらの例に見られるように、家族の援助のみならず、同業の仲間、あるいは境遇の似た者同士が助け合っ

日々の生活を支えていた様子が、一件書類から判明するのである。とりわけ、生涯を独身で過ごした女性たちのなかには、つましく、ときには乞食をしながら暮らす一方で大金を蓄えていた者もいれば、奉公人として生涯働いて、なお貧しいまま死んでゆく者もいた。一八世紀を通じて、都市の女性の生涯未婚率は増加し続ける。⁽²⁸⁾レンヌもまた例外ではありえない。重要な産業を欠いてはいたが、高等法院と司教座をもつ都市であったので、奉公人の数は多かつたはずである。年老いた奉公人の女性たちは、おそらく、同居することで孤独を免れ、家賃を折半することで節約する道を選んだのだろう。⁽²⁹⁾

(四) オピタルで育つ、オピタルで死ぬ

ここで言う「オピタル」とは、レンヌ市にあったサン・ティヴ病院を指す。⁽³⁰⁾同施設はレンヌ市に現存するオテル・デューの前身にあたる医療施設であり、ルイ一四世の時代に貧民収容施設として設立されたオピタル・ジエネラルとは異なる。とはいえ、病を得てもよほど貧しくなければ自宅で死ぬのが前近代社会の常であった。したがって、ここで死亡した人々は、例外をのぞけば、レンヌ社会の最下層に属していたと言つてよい。彼らの死

後動産目録がそれを如実に示す。

例をいくつか挙げよう。(a)一七四四年、男性、製靴業親方、二四リーブル一五スー (b)一七八一年、女性、水売り人、六七リーヴル (c)一七八二年、女性、糸の小売り商人、五八リーヴル (d)一七八二年、寡婦で水売り人、四七リーヴルというように、彼らの資産額はきわめて低い。⁽³¹⁾資産額だけではなく彼らが支払っていた家賃も当然低いのだろうか。大家が「家財道具を早く始末して部屋を明けてほしい」という趣旨の嘆願書を裁判所に提出していることがあり、そこから家賃の額が判明する場合がある。それによると (b)の女性が払っていた家賃は年額一八リーブルで、大家は「この部屋に残されているほんの少しの家具を処分して部屋を返してほしい」という嘆願書を裁判所に提出している。⁽³²⁾他方、(c)の女性の家賃は五〇リーブルである。(a)の親方は年額六〇リーブルを支払っているが、これは店も併せての家賃である。

サン・ティヴ病院で育てられた女性もいる。次の例はなかなか興味深い。この女性は一七八九年二月に死亡して、死後動産目録の総額は二〇〇リーブル一四スーであったが、独身で、相続人はいない。かつては女中をしていて、別の女性と同居していた。そして、彼女たちは財

産の相互贈与契約を結んでいた。死後動産目録とそれに付属する文書から判明した事実は以上であるが、それに基づいて彼女の生涯について想像をめぐらせてみよう。病院で育てられたという事実からは、彼女は非嫡出子で出生とほぼ同時にサン・ティヴ病院に預けられ、数日後に病院によつて里子に出された、そして稀なことではあるが生き残つて里親のところから病院に戻され、奉公に出られる年齢まで病院で育てられた、という可能性が、まず考えられる。あるいは、生後数カ月か数年のあいだ親元で育てられたが、経済的理由で病院に預けられたこともあったかもしれない。その場合は生き残る確率は非嫡出子よりは格段に高い。⁽³³⁾しかし、いずれにせよ、彼女はせいぜいで簡単な読み書きを習い、編み物を教えられた位で、女中奉公に出されたのだろう。

その後、独身の奉公人として働き、同じような境遇の女友達と長年にわたつて同居していた。ただし、家賃が半年分で一〇〇リーヴルなので、前述した四人に比べれば数等ましな住居に住んでいたことは確かである。彼女が遺した文書の中にはカピタシオン税の領収証も含まれていた。サン・ティヴ病院育ちでありながらも、相当額の家賃を払い、税金も払っているという彼女の誇りとい

うか矜持が、これらの領収書の保管に表されているように思われる。³⁴⁾

三 物品篇

死後動産目録には、原則として、住居に残るすべての物品が記載される。³⁵⁾ 農家の場合には家畜・家禽、農機具、肥料、畑の作物、果樹の実なども含まれる。筆者はシートとシユミーズに主に関心をもっていたために、すべての分野の物品を書き取ってはいない。ただし、とくに農家の場合、総額を大きく上下させる家畜や作物などには特に注意を払っていた。これらの品物のリストから、どのような情報を読み取ることが可能であろうか。

(一) 死装束と喪服

先に述べたように、一件書類は、死亡した人物の家族の求めに応じて、裁判所の役人二名が当該人物の住居へ急ぐところから始まる。その時点で遺体がまだ家の中に安置されている場合がある。たとえば、一七四二年七月、シャヴァーニユ小教区で、裁判所役人は「布につつまれて横たわる故人の遺体があったので、冥福を祈ったのちに、品目の書き上げを始めた」という趣旨の文を書いて

いる。あるいは、「室内に遺体があった」、「埋葬を待つ遺体があった」と書かれてはいるが、「祈った」とは書かれていないものもある。遺体の存在に触れている文書のすべては、管見の限りでは、一七四〇年代のものであるが、このことに意味があるのかについては、研究の現段階ではなんともいえない。この種の文書には、裁判所ごとに書き方に若干の違いがあるし、書く役人それぞれの癖もある。一七四〇年代でも、ほとんどの裁判所の文書では遺体の有無に触れていない。したがって、裁判所によっては、遺体があってもそのことに触れずに文書作成をすることになっていたのかもしれない。

さて、遺体には何を着せたのだろうか。前述した、姪夫婦に引き取られた八七歳の独身女性が死亡した際の死後動産目録に、「状態の良いものも悪いものも含めてシートは一枚」とあるが、それにつづけて「二枚目のシートは故人を包むために使った」とある。さらに、「シユミーズは二枚」だが、「そもそもは三〇枚あったのを、故人が一枚を生前に誰かにやり、残る一枚は地中に持って行った」と付け加えられている。したがって、この女性はシユミーズとシートを身にまもって埋葬されたのである。³⁶⁾

次に遺族は喪服を着たのだろうか。慣習法のなかには「喪服」に「かんする言及もある。したがって、寡婦が喪服を着用して服喪することが法律上では想定されている。実際にはどうだったのか。一七四〇年にレンヌ市内ヴァースト通りに住む女性は、夫の死後、死後動産目録を作る際に「喪服にするためにドレスとスカートを黒に染めた、さらに茶色のドレスを一〇リーヴルで売って、黒のドレスを喪服として買った」と述べている。ほかに、死亡直後の調査の時にあった茶色のスカートについて、寡婦が「黒に染めさせて今着ています」と述べている例がある⁽³⁸⁾。また、一七八七年にレンヌ市内で死亡した元検事の寡婦は、黒の上下ひと揃いを息子の服喪のために与えたと述べている⁽³⁹⁾。

(二) 寝具

寝台と寝具は、実質的にも象徴的にも家具のなかでもっとも重要な存在である。寝台は床から立ち上がっている、冷気から身をまもってくれるし、ねずみや虫の侵入をいくらかは防いでくれる。さらに、カーテンを寝台の周囲に巡らすことによって隙間風も防ぐことができる。それだけではない。とりわけ、夫婦にとって、寝台

は、プライバシーのなかった家のなかで、親密さを保つことのできる唯一のスペースである。そして、そこは人が誕生し死ぬ場所でもある⁽⁴⁰⁾。

寝台は住居のなかでどこに置かれていたのか。死後動産目録は、家の中でもっとも重要な部分、すなわち暖炉のなかの自在鉤および五徳とその周辺にあった鍋類の記述から始まる。そして、次に寝台の記述に進むのが通例で、寝台の位置は暖炉との関係で示されることが多い。ただし、暖炉自体は家屋すなわち不動産に含まれるので、値はつけられない⁽⁴¹⁾。寝台、とくに夫婦の寝台は暖炉と食卓のある主要な部屋、つまり家族の生活のほとんどがそこで営まれる部屋の壁際に置かれる。レンヌとその周辺部も例外ではなく、死後動産目録の中で寝台の位置を「暖炉の西側、壁に沿って」とか「暖炉の横に」というように書いている例がみられる。他の地方の例をみても、一八七〇年になってもなお、トゥレーヌ地方の農村の住居の半数で「暖炉のある主たる部屋」のみが居住空間であり、三〇ないし四〇平方メートルのそのなかにすべてが詰まっていた。一八世紀のパリにおいても庶民の世帯の七五パーセントは一部屋で暮らしていた⁽⁴²⁾。一八世紀の都市庶民の住居にも、寝るためだけの部

屋はなかつたのである。⁽⁴³⁾

今回の調査の主な対象は、死後動産目録の総額が五〇〇リーヴル以下の例である。このような場合、寝台と寝具は、ときに一番高い値がつけられる品目である。一七四二年にモルデル小教区の農民ビエール・フルニエは妻と四歳の娘と二歳の息子を残して死亡した。その死後動産目録の総額は四四七リーヴル一五スーだが、そのうちの約二〇一リーヴルは家畜と穀物の備蓄につけられた額なので、居住部分にあった家財道具の額は二〇〇リーヴルを少し超える程度である。そのなかで、夫婦のものだと思われる寝台と寝具一式には四〇リーヴルの値がつけられ、掛け布団にはガチョウの羽毛が使われていると書かれている。⁽⁴⁴⁾

一七八〇年にレンヌのサン・テリエ小教区で一五歳の息子と一七歳の娘を残して死亡した寡婦の死後動産目録の総額は五〇七リーヴル一三スーだった。目録によるとそれぞれ一八リーヴルと六リーヴルの寝台が二台あるが、寝具は二台分以上あって、寝台なしのわらぶとんで寝ていた者もいたことを窺わせる。寝具には個々に値がつけられていた。寝台につけられた金額が低かったのに対して、寝具には比較的高い価格がつけられている。三〇リ

ーヴルと三六リーヴルのガチョウの羽毛の掛けぶとんがあり、ウールの毛布は緑の二二リーヴル、赤いのが一八リーヴルと上等で、それ以外に古い白のウールの毛布が一枚二リーヴル、緑のウールのがもう一枚あって三リーヴルの値がつけられている。なお、多くの場合、毛布の色は明記されており、緑色は「一七世紀まで多産と喜びの象徴」とされていた。⁽⁴⁵⁾

これ以外に、ガチョウの羽毛が詰められた枕が四点、鶏の羽根枕が一点、使用中のシャツが五枚、予備のシャツが二〇枚ある。合計二五枚のシャツの価格もさまざまで、そのうちの二枚にはそれぞれ一番高い価格七リーヴルがつけられているが、それ以外のものには四リーヴルないし三リーヴルの価格がつけられている。寝具全体の価格を総計すると二八〇リーヴル一〇スーとなり、これは総額の五五パーセントに当たる。⁽⁴⁶⁾

当然、総額がもっと低い世帯の寝具の価格は低くなる。一七八一年に同じくレンヌのサン・テリエ小教区で死亡した粉挽きの男性には、妻と二一歳から生後六カ月までの六人の子どもがいた。その死後動産目録の総額はわずか一三〇リーヴル三スー六ドゥニエだった。一番上質だったと思われる寝台（三枚のカートンつき）にも一〇リ

ーブルの価格しかついでいないし、そのベッドにのつていたふたつの枕のうち、一つはガチヨウの羽毛入りだが、残る一つは鶏の羽根枕である。それでも、掛けぶとんはガチヨウの羽毛が詰められたもので三〇リーブルの値がつけられた。総額一三〇リーブル中寝具全体が占める額は六四リーヴル一〇スーで、全体のほぼ四五パーセントに当る。⁽⁴⁷⁾このように、世帯の貧富にかかわらず、家財道具のなかで寝具が占める重要性は明らかである。

なお、掛けぶとんには三種あり、一番上等なのがガチヨウの羽毛ぶとんで、次がガチヨウと鶏の混合、一番粗末なのが鶏の羽根ぶとんである。一般的には夫婦の寝台にある掛けぶとんの詰め物はガチヨウの羽毛で、子供用の掛けぶとんにガチヨウの羽毛が使われる例はさわめて稀である。当然、ガチヨウの羽毛は自家生産されている。⁽⁴⁸⁾

寝台自体が上等である場合、値をつける商人はその様式について細かく述べることもある。高い値の寝台には、多くの場合、四本の柱（ねじれ柱の場合はその由書かれる）と天井があり、三枚ないし四枚のカーテンと開閉のための二本の鉄製の棒がついている。すでに述べたように、カーテンは、寒さを防ぐ手段であると同時に夫婦の私生活を守る唯一の手段であった。さらに「オーク材」、

「くるみ材」、「桜材」というように、使用されている木材が示されているものもある。あるいは、単に「田舎風の」と表現される寝台があるが、これが具体的に何を指しているのかはわからない。なお、両開きの引き戸がついた「リ・クロ・リ・clos」もないわけではないが、ブルターニュ東部のこの地方ではあまり多くはない。

最後に、寝台のカーテンの柄、材質が書かれていることも多く、布はほとんどの場合サージで、ときに「カンのサージ serge de Caen」というように産地も示されている。色はやはり緑が多い。布地の名前、色の呼び方は現代と異なるだけでなく地方によっても異なることが多いので、わからないものがままあるのだが、なかでも寝台のカーテンにかんして不思議な表現があった。それは「port de Paris」という表現である。文字通り受け取れば「パリの港」である。筆者は当初、セーヌ川沿いの「港」の風景の柄はないかと考えた。一八世紀には、プリントの綿布がルアン、ミュルーズ、ナント、ボルドーなどで製造されていた。⁽⁴⁹⁾「パリの港」の柄がどこかで製造されたのではないかと考えて、型紙のデッサンなどを探したが見つからなかった。ただ、各地でプリント綿布の製造が始まったのは早くても一七四〇年代であるし、

オベルカンブがジュイ・アン・ジョザスで柄物の綿布製造を始めたのは一七六〇年である。さらに、主に壁や椅子など家具用に使用されたこの種のプリント綿布は高価で、エリート層を主たる顧客としていた。したがって、レンヌ近郊の農村世帯の寝台にこれらの製品が届いていないと考えるのには無理がある。

このように、調査は少々難航したが、一九世紀末に出版された家具・室内装飾関係の事典を調べていて、*porte de Paris* という項目を発見し、そこに「*porte de Paris*」を参照⁽⁵⁰⁾と書かれていたことから、この問題は解決した。この事典の作者アンリ・アヴァールによれば、この「風変わりな名称『*porte de Paris*』は一七世紀後半に出現し、壁用や家具用のさまざまな二級品の布地を指す。このような商品を扱う店が集まっていた場所、すなわちパリのサン・ドゥニ通りあるいは「パリの門」⁽⁵¹⁾ここでは「シャトレ門」の界隈にちなんで、「パリの門」とか「サン・ドゥニ通りの」とか呼ばれていた。そして、これらの布には別の呼称もあったとアヴァールは指摘している。その例として挙げられているのが、一六九三年と一七三三年のブルターニュの死後動産目録で、そこには「*porte de Paris*」と表記されていた。結局、「パリの港」と筆

者が誤解してしまったこの語は、布地の柄を意味するものではなかった。そして、筆者が研究の対象とした一七四〇年代および一七八〇年代には、パリのシャトレあたりで売られていた二級品の布地の販路がレンヌ市とその周辺部まで及んでいたということが、判明したのである。

四 食料品

(一) 塩漬け肉、バター、野菜・果物

死後動産目録に食料品が登場することは稀なので、人々が何を日常的に食べていたかをこの史料から知るところとはむずかしい。そもそも、いたみやすい食べ物は死後動産目録の対象ではない。ただし、シャルニエと呼ばれる保存容器が現れるとき、「シャルニエ一個および中に残っている塩漬け豚肉合わせて〇〇リヴル」と書かれることが頻繁にある。したがって、レンヌ市とその近郊で塩漬け豚肉が日常的に食べられていたことは確かである。また、同じく「バター容器およびバターの残り」という記述も時々見受けられる。さらに、バターを作るための木製の道具バラットも頻繁に見つかる。ブルターニュの食生活に触れる場合にバターは不可欠の要素である。ブルターニュ史の専門家クロワは「ブルターニュ人は何

よりもバターを喰らう人々」で、一六、一七世紀から一九世紀にいたるまで、バターは教会への奉納品、領主への貢納品、病院への寄付品であったと述べて、まさに「バター文化」と呼ぶべき生活習慣が根づいていたと結論している⁽⁵²⁾。さらに、アンドウユ(ソーセージの一種でブルターニュ特産品)が挙げられている例があり、エルブレ小教区の一七八七年の目録には「塩漬豚肉の入った素焼きのシャルニエ一個と暖炉の中にアンドウユ二本、合計一〇リーヴル」とある⁽⁵³⁾。ほかに「アンドウユ2本、ペーコン一塊」、「アンドウユ3本」などの記述がみつかる。

野菜についてはどうだろうか。畑は不動産であるが、畑に植えられている作物はすべて動産に含められるので、少しは情報がある。しかし、野菜の種類は多様とは言えない。農家の菜園に植えられていた野菜としては、ソラマメ、エンドウ豆、タマネギ、キャベツ、ポロネギがもっとも一般的である。これ以外の野菜が挙げられている例も五例見つかっているが、いずれもレンヌ市内の野菜栽培業者の畑なので、自家用ではなく販売用だと思われる。たとえば、ギヨーム・エオンという野菜栽培業者の死後動産目録が一七八三年にあり、彼がレンヌのサン＝

ジオルジュ大修道院と契約していたことが記されている。その畑に植わっていた野菜については、特別に同業者が呼ばれて、野菜の種類ごと、畝ごとに値がつけられた。キャベツ数種、レタス、スカンポ、ほうれんそう、セロリ、アルティシヨなどがあり、一番高い値がつけられたのはアルティシヨ三一四株で、四五リーヴルだった。大修道院の契約業者だった彼は、当時のレンヌでもっとも多彩な種類の野菜を作っていたのだろうと想像される。余談になるが、エオンはサン＝ジオルジュ大修道院に埋葬されている⁽⁵⁴⁾。

果物はいたみやすいのでほとんど登場してこないが、リンゴと梨は例外である。しかし、この二種の果物は一般には生食用ではなく醸造酒の原料用である。ワイン生産地ではないブルターニュ地方で農民が日常的に飲んでいたアルコール飲料は、リンゴあるいは梨を原料とする醸造酒であり、この酒の入った樽もまた死後動産目録に頻繁に登場する。たとえば、一七八一年の五月一日付けの目録においては、リンゴと梨について「六樽の酒になるはずだから一樽九リーヴルと見積もって五四リーヴル」と記されている⁽⁵⁵⁾。この二種以外に果物名が挙げられることは稀で、桃、ブドウ、「イチゴとほかのちいさな

果物」という記述がわずかに見られるのみである。

(二) 穀物、はちみつ

当然であるが、死後動産目録にいちばん頻繁に現われる食品は、穀物である。畑にまだある穀物も、収穫のうちに乾燥されて穀物置き場にある穀物も、死後動産目録の対象である。畑の穀物の価格の見積りについては、五月一日以後に死後動産目録を作成する場合には収穫を待って価格をつけ、それ以前については土起こしから種まきまでにかかった労賃および種の価格に基づいて値をつけるのが慣例であった。レンヌ周辺で栽培されていた穀物としては、メレールと呼ばれる混合麦（小麦とライ麦）がもっとも多く、それ以外に、小麦、ライ麦、そば、大麦、えん麦が栽培されていた。レンヌ市とその周辺でもっとも普通に食べられていたパンはライ麦のパンか混合麦のパンである。⁵⁶

ただし、農民の死後動産目録には、そばの実を挽くための手動のミルと浅いフライパンがほぼ例外なく見られることから、ガレットと呼ばれるそば粉のクレープが日常的に食べられていたことはたしかである。穀物置き場で穀物以外に見つかるのは、栗の実と乾燥豆である。栗

の実もまた重要な食物であった。それは、調理道具のなかに焼き栗用の穴あきフライパンがしばしば登場することからわかるし、栗が穀物と一緒に大量に保存されている例もある。同様に、乾燥されたソラマメとエンドウ豆は、量の多寡にかかわらず頻繁に見つかり、この二種の豆がもっとも普通に食べられていた豆類であることがわかる。

農家の死後動産目録は、住居から始まって、家畜小屋、穀物置き場、中庭、畑というように、調査人たちが移動して書かれる。ただし、多くの場合、建物はひとつしかなく、住居と家畜小屋は同じ建物の一階にある。プリューズ小教区の死後動産目録の次のような記述「雌鶏三羽、ガチヨウ三羽、深皿三枚、スプーン四本」が、家禽と食器が同じ空間にあったことを物語る。⁵⁷その唯一の居住空間の二階に穀物置き場があることは、同じプリューズ小教区の死後動産目録に「部屋の上に穀物置き場」と記されていることで明らかである。また、ベトン小教区の「穀物置き場」が上がって、穀物が野ネズミ、家ネズミ、鳩、小鳥に喰われていて、わずかしが残っていないことがわかった」という記述も家屋の構造をおしえてくれる。⁵⁸そして、調査が中庭に及ぶと、そこにはたいいの場合、

農機具と堆肥の山と養蜂用の巣箱が並んでいた。このことから、ハチミツが甘味料として利用されていたことがわかるし、農民はおそらくハチミツを市で売って貰ったのだろう。

(三) 家畜・家禽

家畜も動産に含まれる。牛、馬、豚がもっとも頻繁に挙げられており、ヤギや羊が挙げられることは稀といつてよい。牛については、雌牛、乳牛、まだ出産していない雌牛、乳のみ仔牛、去勢されていない牡牛、去勢牛というように書き分けられており、身近な家畜であったことが窺える。ただし、前述したように、動産のリストが作られてから死後動産目録が作成されるまでの期間が長いことがあり、その間に家畜の数が減ることもあるし、稀には増えることもある。「豚は食べてしまったので、お見せできません」と寡婦が申告したレンヌ市トウサン小教区の例では、動産リストの日付は一七四一年四月九日で、死後動産目録の日付は同年六月一五日だった。⁽⁵⁹⁾ただし、食べたのが人間ではなかった場合もある。エルブレ小教区の一七四八年の例では、一頭の牝豚に五リーヴルの値がつけられているのだが、その段階でその豚は死

んでいた。「けさ、この豚はオオカミに喰われた」とあり、そのために寡婦はこの豚を解体してもらい、その肉が五リーヴルと見積もられたのである。⁽⁶⁰⁾他方、一七四〇年のモルデル小教区では、「大きな牝豚が溺れて死んでしまった」と申告されている。⁽⁶¹⁾また、エルブレ小教区のある例では、一七四二年三月二六日に動産リストが作られた時点では「六頭の母牛と二頭の若い牝牛」がいたが、二カ月後の死後動産目録が作成されたときには「六頭の母牛と二頭の若い牝牛と三頭の仔牛」となっている。この二カ月の間に三頭の仔牛が生まれたのである。⁽⁶²⁾

なお、家畜についてはその価格の重要性についても触れておく必要があるだろう。例をいくつか挙げてみよう。一七四八年、ブレアル小教区、総額七七四リーヴル八スーヴルである。これに備蓄してある穀物の合計七六リーヴルを足すと五三四リーヴルとなる。つまり、いわゆる家財道具の価格は最大で二四〇リーヴルに過ぎないことになる。⁽⁶³⁾他にも、総額の三分の一ないし二分の一以上が家畜の価格である例は枚挙にいとまがない。

他方、家禽が挙げられる頻度は、牛、豚に比較するとかなり低い。その理由をいくつか挙げて検討してみた。

まず、低価格が理由になるかと考えた。一七八二年に雌鶏三羽に雄鶏一羽で一リーヴル、一七八三年に雌鶏五羽に雄鶏一羽で二リーヴルというように、たしかに家禽の価格は低い。しかし、死後動産目録では「ほとんど価値がない」と書かれる品まで数え上げて値をつけるのが通例なので、価格の低さは理由にならないだろう。また、死後動産目録を作成するまでの期間に食べてしまったのかとも考えたが、死亡直後に記録された品物が死後動産目録作成時に無くなっている場合には、「バターはあったが食べてしまった」「子供たちを養うために豚は食べた」というような何らかの説明が書き加えられるので、この理由も当たらない。実際、一七四二年のモワニエ小教区の死後動産目録には、「ガチヨウは、もう五羽しかいません、一羽は牧草地でいなくなったので」と書かれている。⁽⁶⁴⁾雌鶏、雄鶏、ひよこ、ガチヨウなどを挙げている例は牛や豚に比べてたしかに少ないとはいえ数十例は挙げられるし、前述したように、寝具のなかにガチヨウの羽毛や鶏の羽根を詰めた掛け布団が多くあるので、家禽が農家にいなかったとは考えられない。このように、家禽が乳牛や豚と同程度の頻度で現れないことを説得的に説明することはできない。敢えて言えば、家禽は生命

サイクルが短かくて傷みややすい「食品」とみなされて、対象に含まれなかったのかもしれない。

(四) その他の物品と費用

以下では、調査の過程で筆者が注目したいくつかの物品および費用について記しておきたい。

まず、信仰に関する品々の価格は低いという印象がある。いくつか例を挙げよう。一七八六年にレンヌのサン・ジェルマン小教区で職人の寡婦が死亡し、死後動産目録の総額は九九リーヴル一三スーとわずかだった。聖母マリア像一点には単独で三スーの価格がつけられているが、布に描かれたキリスト画は、五枚ほどの絵や陶器の聖水盤、鉄製のろうそくの芯切り鋏、聖母マリア像がはいっている小さな置物などとともに合わせて一〇スーである。そのあとには、鏡二点、キリスト像、陶器の聖水盤合わせて一二スー、陶器製のひびの入ったおまる二点四スーと続く。⁽⁶⁵⁾マリア像もキリスト像もおまるを含む生活用品も同列に扱われていることに、当初は驚いたが、これは稀なことではなかった。一七八二年の例でも、キリスト像は小型の鏡と小型の額六点と合わせて一二スー、陶器のキリスト像は額三点とともに二スーである。⁽⁶⁶⁾すで

に「鰥寡孤独」の箇所が登場したジャンヌ・アレールも、キリスト像、木製十字架、聖母マリア像、造花の花束二つ、古い印刷された聖人画九枚をもっていたが、価格は合計四スーだった。⁽⁶⁷⁾ 筆者が対象に選んだ総額五〇〇リール以下の死後動産目録では、信仰にかかわる品々といってもそもそも安いものばかりだったので、まとめて値をつけるほかなかったのだろう。この点は、クルミ材の祈禱台には単独で一〇リールという価格がつく例があることから、納得できる。

もうひとつ、価格が低いという印象をもつのが書物である。繰り返しになるが、エリート層の死後動産目録を対象としていない以上、書物が死後動産目録に登場すること自体がそもそも稀である。そして、稀に本が登場する場合には、そのほとんどは信仰にかかわる本である。⁽⁶⁸⁾ たとえば、一七八三年、レンヌのサン・テリエ小教区の総額三三五リールの死後動産目録には五冊の古ぼけた信仰の本が含まれ、価格はまとめて五スーである。⁽⁶⁹⁾ 「古い信仰の本一〇冊、五スー」とか、「古い信仰の本一五冊、一〇スー」といった例は枚挙に暇がない。あるいは、一七八二年のレンヌのサン・ジェルマン小教区で死亡した駕籠かきの死後動産目録には一冊の本が含まれ、『諸

聖人の生涯』というタイトルの本も明らかにになっている。ちなみにこの本は一リール一〇スーであるから、ほかの信仰本に比べれば高い値がつけられている。⁽⁷⁰⁾ 同じくレンヌで一七八五年に死亡した独身女性は『諸聖人の生涯』以外に二四冊の信仰関連の本を残したが、その総額は三リールに過ぎない。⁽⁷¹⁾ このように、もつとも普及していた本が信仰にかかわる本であり、それらの本は新本でも価格が安く、古本ともなれば二束三文の値しかつけられないのは、当然なのだろう。

他方、専門書だからといって、そう高いわけではない。ある外科医が残した本について、死後動産目録では「外科学に関連する本など、まとめて二リール」と書いているだけである。⁽⁷²⁾ 法律書はどうだろうか。一七八四年にレンヌで死亡したレンヌ上座裁判所検事の死後動産目録には売却記録も付属している。それを見ると、一五スールの値がつけられた判例集八巻には、競売の結果二リール一スーと三倍近くの値がついた。それにたいして、『プルーターニユ慣習法』大小そろえて一〇スーは、一五スーでしか売れなかった。⁽⁷³⁾ なお、プルーターニユ慣習法の五八六条は、長子が父親と同じ職業に就く場合、その専門にかかわる主要な書物は死後動産目録から除外し、息

子に与えてよいとしている⁽⁷⁴⁾。実際、前述した、一七八七年にレンヌで死亡した領主裁判所の検事の寡婦は、息子に父親の服上下ひと揃いと判例集数冊を与えたと申告している⁽⁷⁵⁾。

高い本も例外的にある。それが『百科全書』である⁽⁷⁶⁾。

『百科全書』が登場する死後動産目録を筆者は二件見つけた。一七八二年の例はある領主裁判所のセネシャルの死後動産目録で、総額も二万リーヴル超という破格のものである。『百科全書』三九巻に二四〇リーヴルの価格がつけられた⁽⁷⁷⁾。他方、一七八〇年の例は若干複雑で、ある歯科医の死後動産目録（総額約六四〇リーヴル）に『ヴォルテール全集』が含まれており、それがある医師に生前に贈与されていた。歯科医が病に臥せていた時期にこの医者は頻繁に往診していたが、その代金を請求しなかった。その謝礼として「本人の意志で本人の眼前で渡された」と、もらった医師は主張しているのだが、相続人の代理人がこの「贈与」に抗議した由が死後動産目録に記されている。そして、文脈からこの医師が『百科全書』も所有していたことが明らかになっている⁽⁷⁸⁾。繰返しになるが、筆者が対象に選んだ死後動産目録には高い本が登場するはずはないのである。「本の価格が低

い」のではなくて、本はめったにないし、ある場合にも安い本しかないのである。

最後に死後にかかる費用について少し触れておこう。

死後動産目録には、時として、売却とその後の決済についての文書が挿入されていることがあり、興味深い。たとえば、一七八〇年にレンヌで死亡したかつら師の男性には妻と子どもが三人おり、さらに妻は妊娠していた。死後動産目録の総額は六〇一リーヴル一二スーである。

最初の、品目調査と封印にかかった費用は紙代の七スー六ドゥニエを含めて、三リーヴル一スー六ドゥニエだった。子どもたちの後見人には男性の兄弟が指名されたが、その手続きに四リーヴル一七スー六ドゥニエかかった。そして、最後の死後動産目録作成その他に一八リーヴル五スー六ドゥニエかかったので、手続き全部に二六リーヴル一四スー六ドゥニエが支払われた⁽⁷⁹⁾。これは安い例で、他方、一七八二年のノワイヤル＝シユル＝セツシユ小教区の寡婦の例では、残されたのは成人した娘と一八歳と一〇歳の娘三人で、死後動産目録の総額は一七二リーヴル二スーとかなり低い。しかし、品目調査から後見人選定、死後動産目録作成、売却までの手続きに請求された費用は、五七リーヴル八スー九ドゥニエで、これ

は法外と言うべきだろう。⁽⁸⁰⁾

一七四四年にレンヌで死亡した寡婦の例も興味深い。死後動産目録総額は一一一リーヴル一スーで、売却額が二〇四リーヴル四スー八ドゥニエだったのだが、裁判所が請求した諸費用合計が六八リーヴル一八スー八ドゥニエだったので、残金は一三五リーヴル六スーになった。ところが、サン・ジェルマン小教区司祭が葬儀料として四〇リーヴル六ドゥニエ、大家が家賃を九〇リーヴル、看護をした女性が三〇リーヴル請求したので、請求額の合計が一六〇リーヴル六スーとなり、残金の額を超過してしまった。話合いの結果、司祭は三〇リーヴルに、大家は八三リーヴルに、看護の女性は二二リーヴル六スーにそれぞれ減額して、残額に合わせるという算段がつけられたのである。⁽⁸¹⁾

この例では当初四〇リーヴルを超える葬儀代が請求されている。葬儀の際に、ミサ代、ロウソク代、十字架を持つたり賛美歌を歌う子どもに与える金、鐘つき代、教会内部に埋葬するための穴掘り代などを合わせると、たしかに三〇ないし四〇リーヴルを超えたようであり、この寡婦の葬儀も盛大におこなわれたのであろう。ただし、葬儀費用が記されている死後動産目録を検討すると、

最低で七リーヴル、多くの場合は一〇〜二〇リーヴル程度である。

最後に

以上述べて来たように、死後動産目録には実にさまざまな物品が登場する。本史料は物品の質や量や状態を示すことよって、人々が生活の中で実際に何を消費して生活していたのかをおしえてくれる。レンヌ近郊の農村のある家に入っていく、暖炉のなかにぶら下がっている鍋やフライパン、食卓のうえにあるわずかな食器、暖炉の横の壁際に置かれている寝台のなかの寝具、櫃やたんすに入られている「ほとんど価値のない」と評価されることもあるシーツや衣服、わずかに残っている塩漬け肉、壁に飾られているマリア像のように、死後動産目録を書き続ける裁判所役人の視線に従って、農民の家財道具のありさまを知ることができるのである。しかし、それだけではない。この史料を読み続けていると、そこには家族の関係も含めて人々のかかわり合いの様子が現われてくる。遺体を前にして祈りを捧げたあとに文書を書き始める裁判所の役人、病気の夫を看取って疲れ果てた妻の様子、残された幼い子どもの養育費を親戚一同か

ら集めるやり方、身寄りのない独身で高齢の女性ふたりが家賃を折半しながら同居している様子というように、まさに「普通の」と形容したくなる人々の生活に接することができるのである。筆者は、「物」にかかわる歴史に関心をもって、死後動産目録を二年間にわたって読み続けたが、その結果、「物」と「人」は切り離して考えることはむずかしいのだと考えるに至った。

註

(1) 筆者は、レンヌ市および周辺の領主裁判所と、レンヌ市上座裁判所の文書に含まれる死後動産目録を対象に、数量的な分析を試みた。その場合、死後動産目録の総額の上限は五〇〇リーヴル前後とし、主たる調査品目をシートとシュミーズとし、时期的には一七四〇年代と一七八〇年代、地理的にはレンヌ市内と周辺農村部を、対象とした。調査した死後動産目録の数は約一、一三〇件である。この調査は、一八世紀の前半と後半とで生活上の快適さになんらかの改善が見られたのではないかという見通しのもとで行なわれた。この数量的な調査・分析については、広島大学（広島史学研究会大会二〇〇八年一月）および慶應義塾大学（三田史学会二〇一〇年六月）で口頭発表を行なった。

(2) *Coutumes générales du pais et duché de Bretagne*, Tome III, Guillaume Vatar, Rennes, 1745-1748, chapitre

死後動産目録にみる人と物 一八世紀、ブルターニュ・レンヌ市とその周辺農村

XXIII, Des Succession, Art. DLXXXIV.

(3) *Ibid.*, chapitre XXII, Des mineurs Art. D.

(4) Archives Départementales d'Ille et Vilaine (以下では A. D. I. V. と略す) 4B4640.

(5) *Coutumes générales, op. cit.*, chapitre XXIII, Des Succession, Art. DLXXXIV.

(6) ペトン小教区でルイーズ・フレルの夫が死亡した直後の一七四四年十一月一〇日に、彼女には二歳一〇カ月の娘があり、さらに妊娠五カ月だった。死後動産目録が実際に作成されたのは五カ月半以上経った翌一七四五年の四月二八・二九日で、二人目の子供はすでに生まれていた。A. D. I. V. 4B605.

(7) この女性は独身で、同じく独身の女性と同居しており、一七八六年の死亡時に七十五歳だった。死後動産目録の総額は八九リーヴルほどで、売却額は二一八リーヴルほどになった。しかし、多くの隣人が彼女は金持ちだと証言し、その証言は正しかった。衣類を調べると帯の中にルイ金貨で二七二リーヴルと銀貨が三九リーヴル見つかった。ちなみに、彼女のかつての職業は麻布などの小売商人だった。A. D. I. V. 4B4641.

(8) 彼女は小売り商人で、相続人は甥と姪である。A. D. I. V. 4B4643.

(9) A. D. I. V. 4B4621.

(10) A. D. I. V. 4B4638.

(11) 母親は再婚するまでは子どもの後見人あるいは財産管理者になることができる。祖母についても同様である。

- Coutumes générales, op. cit., chapitre XXII, Des mineurs, Article DLXXXVI.*
- (12) A. D. I. V., 4B4656.
- (13) 既婚女性は法的に無能力であるとされていたので、意見を聴取され同意を表明するのはすべて男性である。A. D. I. V., 4B2451.
- (14) これは、*roles d'égal à pension* を指し、ブルターニュでは孤児の養育費に充てるために、親戚を調査してリストアップし、支払うべき額をきめていた。
- (15) A. D. I. V., 4B4639.
- (16) ルネの場合にはもう少し説明が必要である。残された子どもうちの末子ルネがまだ四歳半なので、ある夫婦のところに年間六九リーヴル五ヌー支払って四年間里子に出すことになった。その総額二七七リーヴルに一四リーヴル八ヌーの文書代を加えて二九一リーヴル八ヌーが必要になると算定された。他方、詳細は不明だが親が残した動産を元金にした定期金収入が年額四七リーヴル五ヌーあり、これが四年分で一八九リーヴルになる。差し引き一〇二リーヴル八ヌーが不足する計算になり、これを一〇三人の親族が各一リーヴルずつ負担して補填することになったのである。A. D. I. V., 4B4636.
- (17) A. D. I. V., 2B771.
- (18) A. D. I. V., 2B627.
- (19) 「鰥寡孤独」の鰥は妻を失った男、寡は夫を失った女、孤は親のない子、独は老いて子のない者を指す。
- (20) A. D. I. V., 2B622.
- (21) A. D. I. V., 2B740.
- (22) A. D. I. V., 2B605.
- 家賃は、洗礼者ヨハネの日(六月二四日)と降誕祭(二月二五日)の二回に分けて支払われるのが通例であった。
- (23) A. D. I. V., 2B604.
- ルミエの請求額七二リーヴルには、未払いの下宿代三〇リーヴルに加えて、七リーヴル一〇ヌーの埋葬費用が含まれている。
- (24) A. D. I. V., 2B780.
- (25) A. D. I. V., 4B4685.
- 裁判所は動産の売却を許可し二二リーヴル六ドゥニエが得られたが、マルグリットが一〇〇リーヴルをただちに受け取るとは認められなかった。なぜなら、まず文書作成料や目録作成と売却に関係した人々の手当などを控除しなければならぬし、相続人が名乗りをあげるために法が認める期間(三カ月と四〇日)は、裁判所が売却益を保管することが命じられたからである。結果的にマルグリットが支払いを受けたかどうかはこの文書からはわからない。
- (26) A. D. I. V., 2B622.
- なお、本文で先に触れた「職業は物乞い」の女性もまた、同じく独身の老いた女性と屋根裏部屋に同居していて、家賃は二〇リーヴルだった。A. D. I. V., 4B4641.
- (27) A. D. I. V., 2B614.
- (28) 一七二五〜一七二九年世代の女性の生涯未婚率は

○・三%、一七六五〜一七六九年世代の女性の生涯未婚率は一一・八%、一七七〇〜一七七四年世代の女性の生涯未婚率は一二・八%と、増加している。なお、「生涯未婚」とは五〇歳の時点で未婚の者を指す用語である。

(29) アミアンのカピタシオンの登録簿によれば、女性ふたりが同居する例は、一七二二年にはわずかに二・五%に過ぎなかったが、一七七六年には一八・七%に増加している。Beauvalet-Boutouyrie, *Scarlett, La Solitude XVIIIe-XVIIIe siècle*, 2008, p. 122.

(30) サン・テューヴ病院については、拙著『フランソワとマルグリット』一九九四年、同文館、一六五〜一七三ページを参照された。

(31) (a) A. D. I. V., 2B610' (b) *Idem.*, 2B744' (c) *Idem.*, 2B748' (a)と(d)の場合、動産目録作成の後にただちに競売に付された。(a)の売却額は一二エリーブル余、(d)の売却額は一五二リーブル余になった。

(32) この大家は実はこの死後動産目録を作成している人物と同一人物である。裁判所の書記、判事、公証人あるいは修道院が住宅の家主である場合は少なくない。また、この例のように家主が、早く次の店子を入れたという理由から、あるいは未納の家賃を回収したいという理由から、死後動産目録の作成を急いでほしいという嘆願書を出す例も枚挙に暇がない。

(33) サン・テューヴ病院に預けられ里子に出されたこともちについて、前掲拙著一六三〜一三五ページを参照されたい。

(34) A. D. I. V., 2B780.

(35) 「すべての物品」とはいっても例外はある。前述した長子に譲られる「専門書」以外に、生存配偶者の特有財産と子どもの衣服、食料品は対象外である。

(36) A. D. I. V., 2B740.

(37) A. D. I. V., 2B591.

(38) A. D. I. V., 2B614.

(39) A. D. I. V., 4B4410.

(40) Roche, Daniel, *Histoire des choses bandées Naissance de la consommation XVIIIe et XVIIIe siècles*, Fayard, 1997, pp. 191-192; Pardailhé-Galabrun, Annik, *LA NAISSANCE DE L'INTIME 3000 foyers parisiens XVIIe-XVIIIe siècles*, P. U. F., 1988 pp. 275-276.

ブルターニュ西部で多く見られた両開きの引き戸の寝台 (lit clos) は、プライヴァシーを守るという点ではカーテンに勝るが、人だけでなくあらゆる虫についても居心地のよい場所でもあった。Croix, Alain, *La Bretagne aux 16e et 17e siècles la vie - la mort - la foi*, 2 vols, p. 804.

メーヌ地方の寝台と寝具についてのフィヨンの論文もたいへん興味深い。Fillon, Anne, «Comme on fait son lit, on se couche 300ans d'histoire du lit villageois» in *POPULATIONS ET CULTURES Etudes réunies en l'honneur de François LEBRUN*, 1998, pp. 153-164.

(41) Roche, Daniel, *Le peuple de Paris Essai sur la culture populaire au XVIIIe siècle*, Fayard, 1981, p. 184.

- (42) Roche, *op. cit.*, *Histoire des choses banales*, p. 186.
- (43) Schweiz, Arlette, «DE LA SALLE COMMUNE A LA CHAMBRE A COUCHER», *LES INVENTAIRES APRES-DECES ET VENTES DE MEUBLES Apports à une histoire de la vie économique et quotidienne (XIV^e-XIX^e siècle)*, Actes du séminaire tenu dans le cadre du 9^{ème} Congrès International d'Histoire Economique de Berne (1986), 1988, pp. 319-332.
- (44) A. D. I. V., 4B3274.
- (45) Roche, *op. cit.*, *Histoire des choses banales*, p. 192.
一八世紀のレンヌ市および周辺部で、毛布の色として多く挙げられていたのは、緑と白である。
- (46) A. D. I. V., 4B4684; 二)の死後動産目録では寝具の価格に比較して寝台の価格が低い。この程度の総額の死後動産目録には三〇〜六〇リーヴルの寝台が最低と台あることが多く。
- (47) A. D. I. V., 4B4684.
- (48) レンヌのトゥサン小教区のある死後動産目録には、「ガチヨウのつがいが一組、しかも卵も抱えている」とあり合計で二リーヴル一五スー、さらに量は明記されていないがガチヨウの未使用の羽毛に八スーの値がつけられよう。 A. D. I. V., 4B4618.
- (49) Ploisset, Gilles, Introduction in *Toiles imprimées XVII^e-XIX^e siècles, Société des Amis de la bibliothèque Forney, 1982*.
- (50) Havart, Henri, *Dictionnaire de l'ameublement et de la Décoration depuis le XIII^e siècle à nos jours*, Paris, Maison Quantin, 1894, tome 4.
- (51) 各々、ルジューバリーの「門」は、本文にも示したようにシャヤン門を指す。 Pignatol de La Force, Jean-Aymar, *Description de Paris, de Versailles, Marly, etc. et de toutes les autres belles maisons et châteaux des environs de Paris*, Paris, 1742.
- (52) 一六〜一七世紀のブルターニュの食生活について、各地の病院での食事や旅行記、書簡などにもとづいて検討したアラン・クロワは、一五九三年にサン・マロの病院に一日収容されたポルトガル人の囚人たちが、リンゴ酒とパンに加えてバターを一人当たり約三〇〇グラム与えられたという例を紹介している。 Croix, Alain, *op. cit.*, tome 2, pp. 828-831; *L'âge dor de la Bretagne 1532-1676*, pp. 142-144, 1993.
- 筆者の一九八〇年代の経験を述べれば、バンス・ブルターニュで農家を訪れると、五〇〇グラムほどのバターの塊とジャムとクレープ、そしてコーヒーで、もてなされるのが常だった。
- (53) A. D. I. V., 4B2030.
- (54) A. D. I. V., 2B750. ルジューバリーに埋葬されること自体は修道院からの感謝を表すと思われるが、しかし、埋葬代は三リーヴルとけっして安くはない。死後動産目録の総額は三三〇リーヴル八スーで、寡婦は埋葬代を含む借金が五三〇リーヴル一八スーあると申告している。
- (55) A. D. I. V., 4B4714.

(56) 一七七〇年代のレンヌの穀物、パンの種類とその価格変動については、前掲の拙著『フランソワとマルグリット』の三四―二四三ページを参照されたい。

- (57) A. D. I. V., 4B1417.
(58) A. D. I. V., 4B605.
(59) A. D. I. V., 4B4619.
(60) A. D. I. V., 4B2007.
(61) A. D. I. V., 4B3273.
(62) A. D. I. V., 4B2003.
(63) A. D. I. V., 4B866.
(64) A. D. I. V., 4B4620.
(65) A. D. I. V., 4B4764.
(66) A. D. I. V., 4B4686.
(67) A. D. I. V., 4B4685.
(68) 冊数が一―五冊程度だとそのほとんどは信仰に関わる本である。Quéniant, Jean, *Culture et Société Urhoises dans la France de l'Ouest au XVIII^e siècle*, 1978.

- (69) A. D. I. V., 4B4687.
(70) A. D. I. V., 4B4763.
(71) A. D. I. V., 4B4641.
(72) A. D. I. V., 4B4753. この外科医には息子が四人、娘が一人おり、息子は全員外科医である。したがって、目ぼしい本はすでに息子たちに渡されていたのかもしれない。死後動産目録の総額は二七二リーヴルと少なく、五人がそれぞれ四四リーヴルほどを相続したことが付記されている。ケニアールは、死後動産目録の中で値をつける商

人が、他の物品に比して本に関しては「簡潔である」ことを指摘している。たしかに『古い本まとめていくら』というような表現が多く、本に高い関心が払われることはほとんどない。これも価格が低くつけられることと無関係ではなさ。Quéniant, *op. cit.*, p. 159.

- (73) A. D. I. V., 2B763.
(74) *Coutumes générales, op. cit.*, chapitre XXIII, Des Succession, Art. DLXXXVI.
(75) A. D. I. V., 4B4410. この母親は、新しい服をあつらえる余裕は息子にはないと述べ、本については息子の教育のためにと言っている。
(76) 『百科全書』第五版、一七七七年版の購入予約をした各地の本屋のリストによると、ナントでは三八部であったのに対して、レンヌでは二一八部が予約されている。このふたつの都市の間の予約数の差については、ナントにはこれ以前にすでに多く出回っていたと考えるべきださうで、ケニアールは述べている。Quéniant, *op. cit.*, pp. 389-390.

- (77) A. D. I. V., 4B4686.
(78) A. D. I. V., 2B740.
(79) A. D. I. V., 4B4636.
(80) A. D. I. V., 4B4638.
(81) A. D. I. V., 2B610.